

議案第119号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(液体燃料を使用する器具) 第27条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(9) [略] <u>(10) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。</u> (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] 2 [略]</p>	<p>(液体燃料を使用する器具) 第27条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] 2 [略]</p>
<p>(固体燃料を使用する器具) 第28条 [略] 2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第10号</u>までの規定を準用する。</p>	<p>(固体燃料を使用する器具) 第28条 [略] 2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第9号</u>までの規定を準用する。</p>
<p>(気体燃料を使用する器具) 第29条 [略] 2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第27条第1</p>	<p>(気体燃料を使用する器具) 第29条 [略] 2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第27条第1</p>

項第1号から第11号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第30条 [略]

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第27条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第31条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第27条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号の規定を準用する。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等を使用する露店、屋台その他これらに類するものの開設

項第1号から第10号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第30条 [略]

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第27条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第31条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第27条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市火災予防条例第65条の規定は、この条例の施行の日以後に行う露店、屋台その他これらに類するものの開設に適用する。この場合において、同条の規定による届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても同条の規定の例により、行うことができる。